

あなたのトラクター、その免許で運転して大丈夫？

法律の改正により、農作業機を装着したままのトラクターが公道走行可能になりました！

ただし、ご注意ください！！

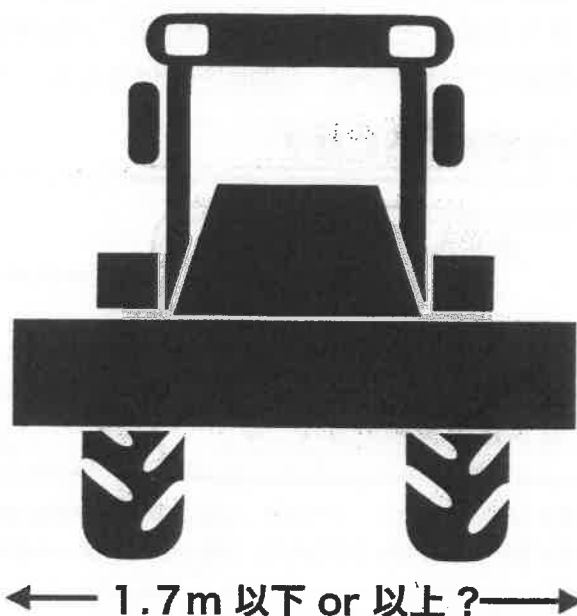
条件を満たさないままトラクターで公道を走行すると…

無免許運転になります！

罰金50万円以下、免許取り消し、交通違反点数は25点、最低2年間は免許取得ができません。

法律違反にならないための チェックポイント

- ①車両幅の確認
- ②免許の確認
- ③灯火器の確認
- ④安全性の確認



普通免許（小型特殊）で運転できるトラクターは全幅が1.7m以下です。全幅が1.7mを超えると大型特殊免許が必要となります。

他にも一定の条件を満たす必要があります。

詳しくは下記ガイドブック及びQRコードでご確認ください。



農作業機を装着・けん引した農耕トラクタの公道走行ガイドブック

https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/attach/pdf/kodosoko-5.pdf

（裏面もご覧下さい。）

農耕用運転免許取得を補助します！

村では、農耕用車両の公道走行に必要な免許の取得を推進し、農作業の安全性の向上を図るため、免許の取得に係る費用の一部を令和2年4月に遡って助成します。

(取得済みの方はご連絡ください。)

対象となる免許の種類

- 大型特殊免許 (農耕用限定含む)
- けん引免許 (農耕用限定含む)

対象者

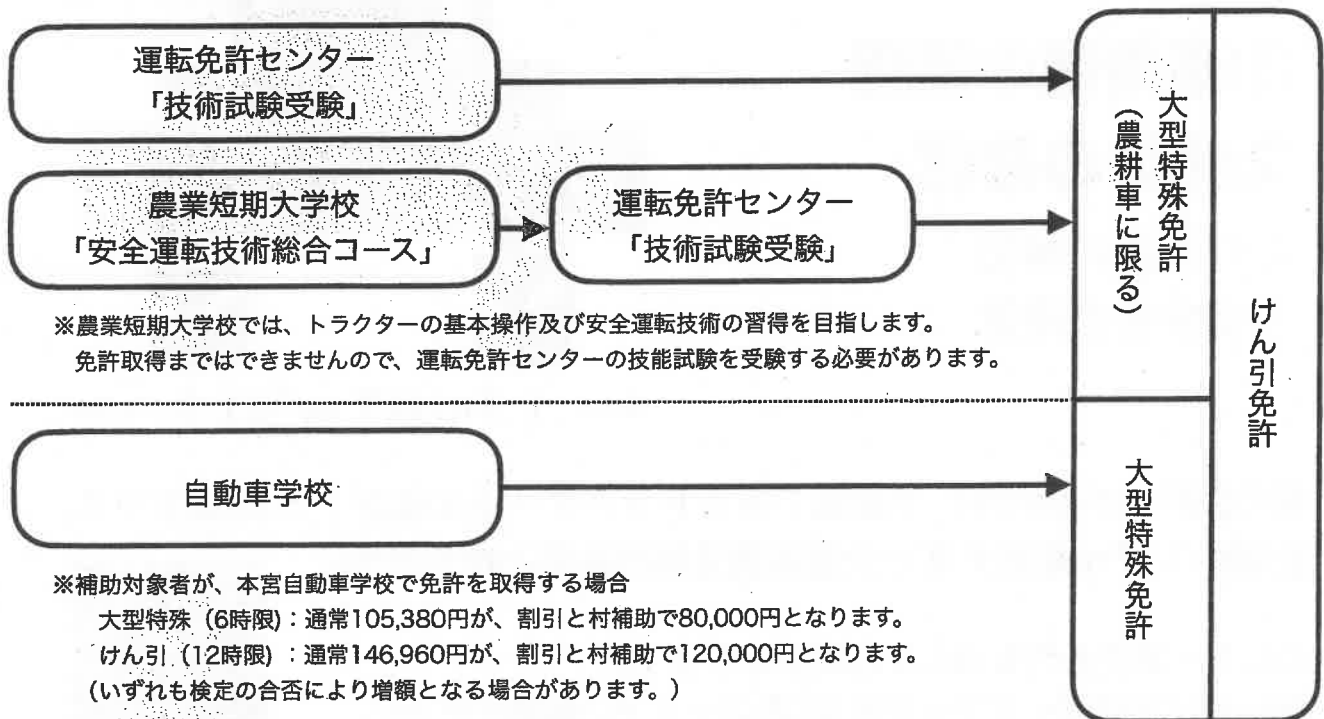
村内に住所を有する方で、1～4のいずれかに該当する方

- 1 農耕用車両を所有する方
- 2 農耕用車両を取得する予定の方
- 3 上記1、2に該当する者の家族
- 4 業務で農耕用車両を運転する方

補助率

免許を取得するために必要な経費の1/5以内 (100円未満の端数を切り捨て)
上限額は20,000円。(補助を受けるには、免許取得後に申請が必要です。)

免許を取得するには？



お問い合わせ先

免許、補助制度に関すること… 大玉村役場 産業課村おこし係 ☎0243-24-8106
農耕車の税制に関すること… 税務課賦課係 ☎0243-24-8093